

令和6年度第2回 湯沢町地域公共交通活性化協議会 次第

日時：令和6年12月23日（月）15：00～

会場：湯沢町役場 3階大会議室

1. あいさつ

2. 議事

議題1 地域移動環境計画に基づく各種施策の推進状況について

- ・資料1 地域移動環境計画に基づく各種施策の推進状況について
- ・別紙【土樽線】運行ルート・時刻表・運賃
- ・別紙（湯沢町地域移動環境計画）施策の推進状況

議題2 利便増進計画の策定について

- ・資料2 利便増進計画の策定について
- ・別紙 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（計画策定等に係る事業）

3. その他

湯沢町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

No	所属	役職	氏名	備考	委員 区分No	協議会委員区分
1	湯沢町	町長	田村 正幸	会長	(1)	関係する都道府県 又は市区町村
2	湯沢町健康福祉部福祉介護課	課長	南雲 重幸		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
3	湯沢町子育て教育部教育課	部長兼課長	南雲 剛	欠	(1)	関係する都道府県 又は市区町村
4	湯沢町子育て教育部子育て支援課	課長	田村 美和子		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
5	新潟県交通政策局交通政策課	課長	高橋 徹臣		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
6	新潟県南魚沼地域振興局	地域振興監	太田 正之		(1)	関係する都道府県 又は市区町村
7	東日本旅客鉄道株式会社越後湯沢駅	駅長	中島 宏明		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
8	北越急行株式会社運輸部	部長	桑原 信之		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
9	南越後観光バス株式会社	取締役 乗合部長	川上 洋一	(代理) 課長補佐 関 正太	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
10	株式会社エンゼル観光本社営業所	所長	高橋 哲也	欠	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
11	湯沢町タクシー協会	(幹事) ゆざわ魚沼タクシー㈱営業部長	深井 静男		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
12	国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所計画課	課長	水口 直人	欠	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
13	新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課	課長	新保 良勝	欠	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
14	湯沢町地域整備部建設課	課長	田村 康大		(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
15	国土交通省北陸信越運輸局交通政策部交通企画課	課長	新倉 孝礼	欠	(3)	地方運輸局
16	国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局	首席運輸企画専門官	塩原 隆太郎		(3)	地方運輸局
17	国立大学法人長岡技術科学大学都市交通研究室	教授	佐野 可寸志	副会長	(4)	学識経験者
18	大字三国代表町内会長	浅井町内会長	綿貴 富雄		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
19	大字三俣代表町内会長	三俣1町内会長	高橋 和男	欠	(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
20	大字神立代表町内会長	七谷切町内会長	笛田 道夫		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
21	大字土樽代表町内会長	谷後町内会長	南雲 和幸	欠	(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
22	大字湯沢代表町内会長	愛宕町内会長	林 英治		(5)	町民 又は地域公共交通の利用者
23	南魚沼警察署交通課	課長	吉田 健一		(6)	関係する公安委員会
24	南越後観光バス株式会社 労働組合	執行委員長	庭野 光正		(7)	関係する交通事業者の 運転者が組織する団体
25	一般社団法人湯沢町観光まちづくり機構	代表理事	岡 淳朗		(8)	その他協議会が 必要と認める者
26	社会福祉法人湯沢町社会福祉協議会	事務局次長	角谷 洋		(8)	その他協議会が 必要と認める者
27	湯沢町商工会	事務局長	児玉 幸一		(8)	その他協議会が 必要と認める者
28	東日本高速道路株式会社新潟支社湯沢管理事務所	副所長	阿部 公博	欠	(2)	関係する交通事業者 又は道路管理者等
29	一般社団法人雪国観光圏	専務理事	杉山 光洋		(8)	その他協議会が 必要と認める者
事務局	湯沢町企画産業観光部	部長	南雲 一春			事務局 事務局長
事務局	湯沢町企画産業観光部企画観光課	課長	富沢 雅文			事務局 事務局次長
事務局	湯沢町企画産業観光部企画観光課企画係	係長	平賀 大裕			事務局 事務局員
事務局	湯沢町企画産業観光部企画観光課企画係	主事	広沢 葵			事務局 事務局員
事務局	株式会社ドーコン	地域活性化起業人	小美野 智紀			事務局 事務局員

地域移動環境計画に基づく各種施策の推進状況について

1. 土樽線の運行状況について（施策 1-1-1 関連）

(1) 運行ルート・頻度等について

別紙【土樽線】運行ルート・時刻表・運賃を参照

(2) 運行実績について

運行月	乗降者数	方面別内訳	
		湯沢駅→土樽	土樽→湯沢駅
令和 6 年 10 月	325 人	82 人	243 人
令和 6 年 11 月	300 人	81 人	219 人

- ・方面としては、土樽から湯沢駅行きの便の利用者が多い。
 - ・時間帯※としては、12 時台の利用者が一番多く、17 時台の利用者が一番少ない。
- ※一般利用者のみ（7 時台の通学利用者を除く）でみた場合

(3) 運行許可期限の延長について

【現在】

運行許可：道路運送法第 21 条に基づく実証運行

運行許可期限：令和 7 年 3 月 31 日まで

【延長】

運行許可：道路運送法第 21 条に基づく実証運行

運行許可期限：令和 8 年 3 月 31 日まで

延長申請時期：令和 7 年 2 月頃を予定

※申請は、町からの依頼に基づき、運行事業者から提出。

※延長に際して、ダイヤ改正も検討中。

2. フジロックフェスティバルのシャトルバス一般開放（施策 1-1-1 関連）

フジロックフェスティバル開催期間（R7. 7. 25～27 の予定）中、「越後湯沢駅（東口）」から「苗場スキー場」間で運行されるシャトルバスを、フジロックフェスティバル参加者以外の一般の方も利用ができるようにするもの。

これにより、送迎が難しいことで宿泊受け入れを断念している宿泊施設の宿泊受け入れや、町民の夜間移動を支えることで渋滞緩和や混雑緩和等を図るとともに、新たな移動ニーズの発現を期待。

運行許可：道路運送法第 21 条に基づく実証運行（予定）

運行主体：フジロックシャトルバス運行協議会又はコンソーシアム（仮）

（参画：湯沢町、(株)スマッシュ、運行事業者、観光まちづくり機構等を想定）

※共創・MaaS 実証プロジェクトを活用予定

3. 冬季間の路線バス夜間増便（施策 1-1-2 及び 3-5-1 関連）

昨シーズンに続き、越後湯沢駅～みつまた・二居・浅貝（西武クリスタル）間について夜間のバスサービス拡充を実施する。

町内の夜間交通環境の改善を図るとともに、ナイトタイムエコノミーの活性化やオーバーツーリズム対策を進め、快適な観光地としての環境整備と、町民生活の利便性向上を図る。

運行路線：苗場線（越後湯沢駅（東口）～西武クリスタルまで）

運行期間：令和 7 年 1 月～3 月の毎週土曜日 及び ゆざわナイトマルシェ開催日
（現在運行事業者と協議中）

運行本数：20 時台 1 本のみ

※ゆざわナイトマルシェ開催予定日 R7. 1/17（金）-18（土）、2/7（金）-8（土）、2/28（金）-3/1（土）

4. 日本版ライドシェアの導入について（施策 1-3-1 関連）

湯沢町内において、タクシー需要に対し供給が不足していることから町民や観光客の移動需要がカバーできない一種の「交通空白」が生じていることから、町内で「日本版ライドシェア」を導入し、不足の解消を図る。

日本版ライドシェアは、道路運送法第 78 条第 3 号に基づき、タクシーが不足している地域や時期及び時間帯において、タクシー事業者の管理下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用することで不足を補う仕組みのこと。

導入時期：令和 7 年 2 月から（予定） / 導入台数：4 台（＝不足車両数）

導入時間帯：午前 9 時台～午後 10 時台までの間（＝不足時間帯）

（根拠）

- ・ゆざわ魚沼タクシーにおける、昨冬季シーズン（R5. 12. 4～R6. 3. 31）の実績から算出。
- ・実績によると、タクシーの需要に対し平均 78.6%しか対応ができていない。
- ・曜日と時間帯で見ると、金曜日の午後 7 時から翌午前 1 時までの間、また、土曜日の午前 7 時から午後 8 時にかけて 5 台以上不足している時間が多く存在。
- ・一週間を平均してみると、午前 9 時から午後 10 時までの間で 4 台以上不足している時間が多く存在し、週末（金・土・日）だけで見ると、午前 7 時から午後 10 時のほとんどの時間帯で 4 台以上不足している。
- ・週末（金・土・日）に併せると供給過多になる曜日や時間帯が出てくることが懸念されるため、最低限の需要に応じられるよう一週間で平均した時の午前 9 時から午後 10 時までの間の不足数を根拠に 4 台を必要台数としている。

5. 関越自動車道へのデジタルサイネージ設置について（施策 2-3-1 関連）

ネクスコ東日本、湯沢町観光まちづくり機構及び湯沢町で連携し、関越自動車道のパーキングエリアにデジタルサイネージを設置し、スキー場や観光に関する情報提供を行う。

設置場所：谷川岳 PA（下り） / 設置時期：令和 6 年 12 月（予定） / 設置台数：1 台

6. その他

その他の進捗状況は、別紙（湯沢町地域移動環境計画）施策の進捗状況のとおり

【土樽線】運行ルート・時刻表・運賃

■運行開始：令和6年10月1日～

■運行事業者：ゆざわ魚沼タクシー(株)

■運行車両：マイクロバス(23～27人乗)

【時刻表】湯沢駅前 → 土樽集落開発センター

湯沢駅前	7:15	12:25	17:00
湯沢医療センター前	7:16	12:26	17:01
湯沢町役場前（角谷医院付近）	7:18	12:28	17:03
宮林	7:19	12:29	17:04
原新田	7:20	12:30	17:05
湯沢学園	7:24	12:34	17:09
堰場	7:24	12:34	17:09
中子	7:25	12:35	17:10
岩原駅角	7:26	12:36	17:11
添名	7:26	12:36	17:11
原入口	7:27	12:37	17:12
萩原	7:28	12:38	17:13
土樽郵便局前	7:29	12:39	17:14
中里駅角	7:30	12:40	17:15
古野川原	7:31	12:41	17:16
松川橋三叉路	7:32	12:42	17:17
ルーデンススキー場前	7:33	12:43	17:18
生活改善センター前	7:34	12:44	17:19
下土樽	7:36	12:46	17:21
土樽集落開発センター	7:40	12:50	17:25

※全便「平日のみ」の運行

【時刻表】土樽集落開発センター → 湯沢駅前

土樽集落開発センター	7:45	12:55	16:30	17:30
下土樽	7:46	12:56	16:31	17:31
ルーデンススキー場前	7:49	12:59	16:34	17:34
生活改善センター前	7:50	13:00	16:35	17:35
松川橋三叉路	7:51	13:01	16:36	17:36
古野川原	7:51	13:01	16:36	17:36
中里駅角	7:53	13:03	16:38	17:38
土樽郵便局前	7:54	13:04	16:39	17:39
萩原	7:55	13:05	16:40	17:40
原入口	7:56	13:06	16:41	17:41
添名	7:57	13:07	16:42	17:42
岩原駅角	7:57	13:07	16:42	17:42
中子	7:58	13:08	16:43	17:43
堰場	7:59	13:09	16:44	17:44
湯沢学園	8:02	13:12	16:47	17:47
原新田	8:03	13:13	16:48	17:48
宮林	8:04	13:14	16:49	17:49
湯沢町役場前（角谷医院付近）	8:06	13:16	16:51	17:51
湯沢医療センター前	8:08	13:18	16:53	17:53
湯沢駅前	8:10	13:20	16:55	17:55

※全便「平日のみ」の運行

■ご注意点

・座席数(23～27席)以上は乗車できません。
※立ったままの乗車はできません。

・平日のみの運行です。(運休:土日祝日及び12/29～1/3)

・「車内アナウンス」や「降車ボタン」はありません。
降車したいバス停が近づいたら運転手に降車したいことを伝えて降車ください。
(乗車の際に、降車予定のバス停を運転手に伝えてもらっても結構です。)

運行ルート

バス停(※湯沢駅から順に)

・湯沢駅前(東口)

・湯沢医療センター前

・湯沢町役場前(角谷医院付近)

・宮林

・原新田

・湯沢学園

・堰場

・中子

・岩原駅角

・添名

・原入口

・萩原

・土樽郵便局前

・中里駅角

・古野川原

・松川橋三叉路

・ルーデンススキー場前

・生活改善センター前

・下土樽

・土樽集落開発センター

「添名～土樽集落開発センター間」
(---の範囲)は、運行ルート上であればバス停以外の場所でも乗降できます。
(バス停以外の場所で乗車する場合は、運転手がわかるよう手を挙げるなどしてください。)
※安全に停車できない場合は位置がずれることがあります。

■運賃(均一運賃) ※支払いは現金のみ

区分	金額	適用
大人	300円	(中学生以上)
子供	100円	(小学生)
乳幼児	無料	(未就学児)

【運賃割引】※手帳所持者等への割引

手帳種類等	本人	介護人等
身体障がい者手帳	半額	種別1種 本人と同判時半額
		種別2種 (1～3級): 本人と同伴時半額 (4～6級): 本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額
療育手帳	半額	等級A 本人と同判時半額
		等級B 本人が12歳未満の場合かつ本人と同伴時半額
精神障がい者手帳	半額	適用なし
自動車運賃割引証明書※	半額	半額

※自動車運賃割引証明書は、児童福祉法の適用を受け、保護施設長が発行する証明のことをいう。

湯沢町ホームページ(路線バスについて)

<https://www.town.yuzawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kikkakusangyoukankoubu/kikakukankouka/3/3/7107.html>

（湯沢町地域移動環境計画）施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
1 将来にわたり、安心して暮らせる移動環境の整備	1-1 送迎バス等を組み合わせた路線バスの効率化・サービスレベル向上	1 送迎バスの路線バスへの転換・統合	○	施策1-2の財源確保対策と併せた調整を進める	・施策1-2財源確保対策の検討を進めている ・土樽線の実証運行を実施中 ・フジロック送迎バスの活用を検討中	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者
		2 路線バスの運行頻度の増加・運行時間の拡大	○	関係機関と調整し運行時間の拡大を進める	苗場線で冬季間のみ夜間増便できるよう事業者と調整中	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者
	1-2 持続可能な運行に向けた財源確保の検討	1 統一された乗車券の販売	実験	財源確保対策を優先して検討を進める。	観光自主財源など財源確保対策を検討中	湯沢町、交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	1-3 移動サービスの空白時間・地域におけるデマンド交通等の導入	1 移動サービスの空白時間・地域におけるデマンド交通等の導入	検討	施策1-1-1と併せて検討	R7.2月から日本版ライドシェアの導入に向けて調整中	湯沢町、交通事業者
	1-4 自転車通行空間の計画的な整備推進	1 自転車通行空間の計画的な整備推進	○	道路管理者等との協議を進める	雪国魚沼ゴールデンサイクルルート（GCR）に関連した整備等を協議中	道路管理者、警察

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
2 誰もが利用しやすい移動環境の整備	2-1 移動サービスの情報提供コンテンツの統一化	1 系統番号の附番	○	全路線バス・送迎バスへの附番を実施する	全路線バス・送迎バスへの附番を実施中	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 越後湯沢駅構内の案内サイン見直し	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて設置場所について検討する。	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 総合的情報提供の実施	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて設置場所について検討する。	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置	交通事業者、索道事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-2 越後湯沢駅の乗り場環境整備	1 越後湯沢駅乗降場の整備・再配置	○	越後湯沢駅東口広場のレイアウトの見直しを検討する	越後湯沢駅東口広場のレイアウトの見直しを協議中	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
		2 観光案内所の機能強化・情報提供の拡充・待合環境の改善	○	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置する。併せて乗り場案内スタッフの確保対策を検討する。	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・乗り場案内スタッフを配置	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
		3 観光シーズンの案内スタッフの配置	○	案内スタッフ確保対策を検討する。	ゆざわマッチボックス等を活用したスタッフ確保を実施中	交通事業者、索道事業者、宿泊施設、湯沢町観光まちづくり機構
	2-3 乗換拠点の環境整備	1 デジタルサイネージ等を活用した情報提供の実施	○	施策2-2で実施	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・谷川岳PAにデジタルサイネージを設置（スキー場情報等の提供）	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 案内所機能の整備	検討	施策2-2で実施	検討中	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 乗り換え拠点の整備	検討	利便増進計画に位置付けるための検討の実施	検討中	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-4 町内移動サービスの乗車券の統一	1 統一された乗車券の販売	実験	バスとシェアサイクル等を組み合わせた乗車券の実験に向けた検討をする。	検討中	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 QRコードなどの検討	検討	利便増進計画に位置付けるための検討の実施	検討中	湯沢町、交通事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	2-5 越後湯沢駅周辺歩行空間の利用環境の更なる向上	1 共同荷捌きスペースの設置検討	検討	温泉通りの路上駐車対策と併せて検討する。	検討中	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者
		2 自動車進入抑制方策の検討	-		-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者
		3 ベンチの設置、オープンカフェ等	検討	ナイトマルシェ等の実施結果を踏まえながら検討を進める。	検討中	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、警察、道路管理者

（湯沢町地域移動環境計画）施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
2 誰もが利用しやすい移動環境の整備	2-6 移動サービスデータ等のオープン化	1 バスデータのオープンデータ化	○	・南越後観光バスのデータのオープン化を推進 ・スキー場送迎バスについて引き続き検討を進める。	路線バスデータのオープンデータ化を検討中	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設
		2 自動車ネットワークデータのオープンデータ化	検討	町内のネットワークについて検討を進める。	検討中	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設
		3 スキー・トレッキング等データ整備の検討	実験	・既存のスキー場情報等のデータを活用。 ・活用データの情報提供（JR越後湯沢駅、関越自動車道谷川岳PA）	・既存のスキー場情報等のデータを活用中 ・活用データの情報提供実施（JR越後湯沢駅、関越自動車道谷川岳PA）	湯沢町観光まちづくり機構、交通事業者、索道事業者、宿泊施設
	2-7 駐輪場の整備による自転車利用環境の改善	1 駅利用者の駐輪場の整備	○	整備済み駐輪場の使いやすさの更なる向上の検討を進める。	検討中	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構
		2 バス停への駐輪場の設置	-		-	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構
		3 商店街内への自転車ラック整備	-		-	湯沢町、交通事業者、商工会、湯沢町観光まちづくり機構

(湯沢町地域移動環境計画) 施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
3 観光を支え、魅力を高める移動環境の整備	3-1 新たなモビリティの活用	1 シェアサイクルなどの導入	検討	・事業者を交えた意見交換・検討の実施 ・実験的導入も検討	検討中	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
		2 グリーンスローモビリティの導入	-		-	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
		3 電動キックボード等の導入	検討	事業者を交えた意見交換・検討の実施	検討中	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構、新モビリティ事業者
	3-2 路線バスの急行便や予約・定員制の導入による高付加価値路線の設定	1 高付加価値バスの運行	実験	宿泊施設と連携した実験の検討	検討中	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-3 通年のアクティブ・ツーリズムに対応した移動環境の整備	1 観光客の需要に併せたバス運行形態の検討	実験	施策1-1で検討	紅葉期に苗場線で実施中	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 サイクルトレイン・サイクルバスの実施	実験	関係事業者と検討	北越急行の試験運行に担当課で参加	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-4 越後湯沢駅の観光案内所の機能強化	1 越後湯沢駅へのゲートウェイ機能の付加	実験	越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置	更衣室、荷物託送等について検討中	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 観光案内所の機能強化・情報提供の拡充・待合環境の改善（再掲）	実験	施策2-1で実施	・越後湯沢駅構内に乗り場案内サインを設置 ・乗り場案内スタッフを配置	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		3 モビリティ・コンシェルジュ機能の付加	検討	越後湯沢駅に案内スタッフを試験的に配置。本格実施に向けた検討・先進事例調査を進める。	検討中	交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-5 運行時間帯の拡充による朝・夜間移動手段の確保	1 最終バスの繰り下げ、朝の増便	○	施策1-1と併せて、一部路線で夜間増便の実施を検討	苗場線で冬季間のみ夜間増便できるよう事業者と調整中	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 朝・夜間送迎サービスの活用	実験	関係事業者と協議を検討する。	検討中	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-6 誰もが楽しめるサイクリングコンテンツの整備と受け入れ環境の拡充	1 サイクリングガイドの養成	○	魚沼GCRの動きと併せて実施する。民間のサイクリングガイドを支援するとともに広報等を連携して実施する。	GCRと併せて検討中	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者
		2 ポタリングなどの商品醸成	○	商品造成に向けた検討をする。観光ガイドブックへの情報提供を実施。	検討中	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者
		3 多様な自動車レンタルの実施	○	カーゴバイク・チャイルドトレーラーの実験的導入を検討する。	検討中	湯沢町観光まちづくり機構、観光事業者

（湯沢町地域移動環境計画）施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
3 観光を支え、魅力を高める移動環境の整備	3-7 世界に誇りうるサイクルルートの整備と環境の創出	1 雪国魚沼ゴールデンサイクルルートの整備	○	施策1－4と連携して実施	湯沢町・南魚沼市・魚沼市連携自転車活用推進協議会で推進中	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
		2 サイクルステーションの整備	○	現状維持に努め、必要な箇所に新規設置を進める。	現状維持中	湯沢町、交通事業者、宿泊事業者、湯沢町観光まちづくり機構
	3-8 アーバンスポーツと一体となったサイクルスポーツ振興の推進	1 山岳地を利用した自動車商品の醸成	○	施策3－6と併せて実施する。	検討中	湯沢町、湯沢町観光まちづくり機構

（湯沢町地域移動環境計画）施策の進捗状況			令和6年度			【別紙】
目標	施策	施策（具体）	計画	方針	進捗（R6.12）	実施主体
4 交通事故の抑制による安全安心な交通環境の実現	4-1 学校等における交通安全教育の推進	1 交通安全教育の実施	○	例年通り実施する。 バスの乗り方教室を検討する。	バスの乗り方に関する動画作成を検討中	湯沢町
	4-2 自転車の安全利用の促進	1 自転車ルールマナーの啓発	○	広報ゆざわなどでの啓発を実施。（6月広報に掲載済み）	広報ゆざわなどでの啓発を実施。（6月広報に掲載済み）	湯沢町、警察、観光事業者（レンタサイクル事業者）
	4-3 自転車盗難対策の推進	1 防犯登録の推進	○	継続して実施する。	継続実施中	湯沢町、警察、観光事業者（レンタサイクル事業者）
		2 駅利用者への駐輪場の整備	○	必要箇所への設置や整備の検討を進める。	検討中	湯沢町、警察、観光事業者（レンタサイクル事業者）
	4-4 高齢者の運転免許証返納の促進	1 高齢者への運転免許証返納促進	○	継続して実施する。	継続実施中	湯沢町、警察、観光事業者
	4-5 シップANE防止の啓発	1 シップANE防止の啓発	○	広報及び町内各施設等で啓発する。	啓発中	湯沢町

利便増進計画の策定について

1 地域公共交通利便増進実施計画の概要

1.1 地域公共交通利便増進実施計画とは

- 地域公共交通利便増進実施計画（以下、利便増進計画）は、地方公共団体が中心となって地域公共交通計画に基づいた地域公共交通ネットワークの再編成や、ダイヤ・運賃等の見直しも含めた利用者の利便の増進に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図る事業を実施するための計画。
- 利便増進計画は、地域公共交通利便増進事業を実施しようとする者等の同意を得たうえで、国土交通大臣の認定を受けるものである。

1.2 利便増進計画を策定することのメリット

(1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助に係るの国庫補助上限の引き上げ

- 地域公共交通計画を定めることに加え、利便増進計画を策定することでフィーダー系統補助の上限額が引き上げとなる。
- ※ただし、湯沢町ではフィーダー系統が接続する地域間幹線系統が町内に無いことから、フィーダー補助を受けられていない状況

(2) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金が活用できる

- 地域公共交通利便増進実施計画に基づいて実施される利用促進及び同計画の達成状況等の評価の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助（補助率 1 / 2）を受けることが可能。
- 以下に対象となる経費を示す。
 - (1) 利用促進に係る事業・公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費・公共交通、乗継情報等の提供に要する経費・割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない）。
 - ・地域におけるワークショップの開催に要する経費・モビリティマネジメントの実施に要する経費
 - (2) 計画の達成状況等の評価に係る事業・効果検証のためのOD調査や満足度調査等のフォローアップ調査費・協議会開催等の事務

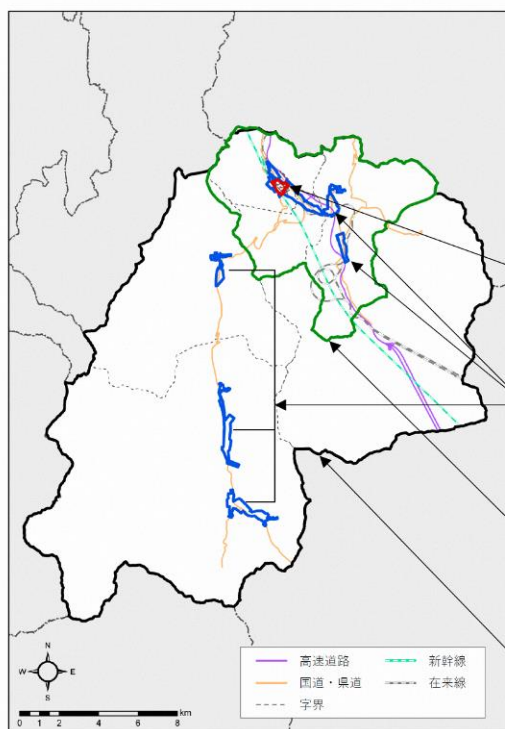
2 湯沢町における利便増進計画策定の目的

- 湯沢町地域移動環境計画に基づき、基本方針である「持続可能な生活・観光移動環境の実現」に向けたアクションプランとして、町内の路線見直し、持続可能な移動手段の確保、利便性向上による利用促進を図るための具体的な事業を定めるもの。
- その中で、将来的にエリア一括協定運行制度の活用を見据え、運賃体系やダイヤなどより具体的な内容を計画することを目的とする。

3 計画の策定方針

- 湯沢町地域移動環境計画に示したエリア別のサービスレベル（下図）の達成を見据えて、定時定路線の運行間隔が設定したサービスレベルに近づくよう各事業のダイヤ設定を検討する。
- また、その他の輸送サービスについては、タクシー不足が既に顕在化していることから日本版ライドシェアの活用についても記載をする。

交通サービス エリア区分（案）



地域輸送サービスの供給サービス水準

エリア	定時定路線 運行間隔	居住等から停留所 までの距離	その他 地域輸送サービス
町中心部	30分に1回	150m以内	タクシーのほか、当日予約によるデマンドサービス等の利用が可能 レンタカー・シェアモビリティなどの移動手段に徒歩500m以内
居住誘導・ 観光集積 地区	30～60分に1回	300m以内	タクシーのほか、当日予約によるデマンドサービス等の利用が可能 レンタカー・シェアモビリティなどの移動手段に徒歩1000m以内
都市計画 区域内	60分に1回	300m以内	タクシーのほか、当日予約によるデマンドサービス等の利用が可能
その他 町内	120分に1回	300m以内	左記またはタクシーのほか当日予約によるデマンドサービス等の利用が可能

図 湯沢町地域移動環境計画に示す地域輸送サービスのサービスレベル（水準）

4 地域公共交通利便増進事業

4.1 利便増進事業として認められる事業

○利便増進事業として認められる事業は下図の通り。次頁で湯沢町地域移動環境計画内の事業で当てはまるものと、その事業イメージを整理する。

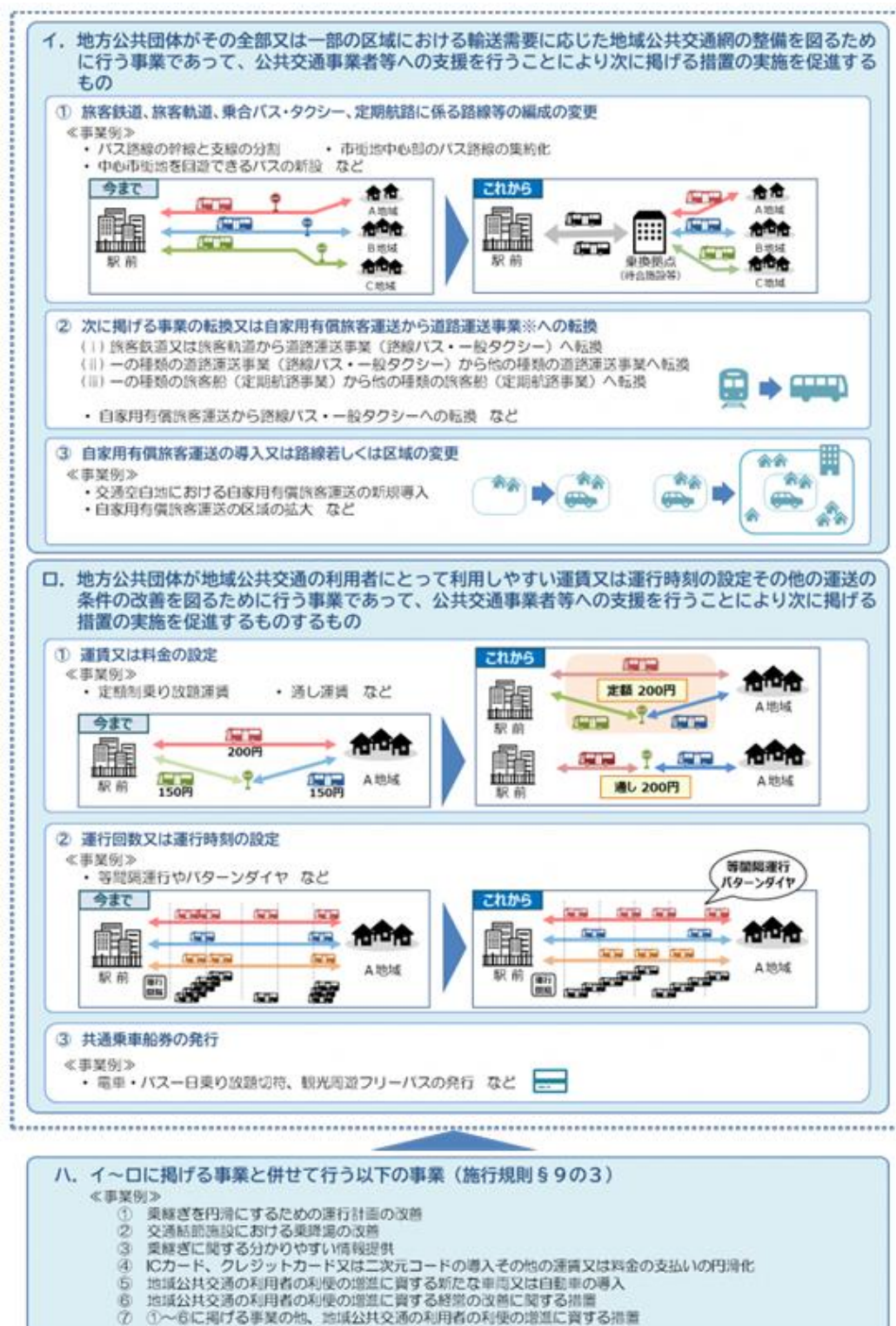


図 地域公共交通利便増進事業

出典：地域公共交通計画等の作成と運用の手引き別冊

4.2 湯沢町地域移動環境計画に定めた事業と利便増進事業の対応と事業イメージ

施策番号	施策名	利便増進事業対象	事業内容イメージ	要調整関係者
1-1	送迎バス等を組み合わせた路線バスの効率化・サービスレベル向上	□. ②	・【実証予定】ラジロックのシャトルバスを一般開放(資料1参照) ・苗場プリンスホテルの送迎バスを活用した苗場線の頻度向上&高付加価値路線(予約制、快速便)の運行 ・スキー場シャトルバスの一般開放による町内路線の頻度確保・向上 ・最終的にはエリア一括協定運行を目指す	・苗場プリンス ・南越後観光バス ・索道事業者
1-2	持続可能な運行に向けた財源確保の検討			
1-3	移動サービスの空白時間・地域におけるデマンド交通等の導入	イ. ③	・【実証予定】週末・夜間のタクシー不足に対応する日本版ライドシェア(資料1参照) ・住民の足の確保のため地域住民による公共ライドシェアも検討	・ゆざわ魚沼タクシー ・地域住民
1-4	自転車通行空間の計画的な整備推進			
2-1	移動サービスの情報提供コンテンツの統一化	ハ. ③	越後湯沢駅内とバス乗り場の案内の統一	
2-2	越後湯沢駅の乗り場環境整備	ハ. ②	東口のバス渋滞を緩和するため、バス乗り場のハード整備を実施	・シャトルバス協議会 ・湯沢町建設課
2-3	乗換拠点の環境整備	ハ. ③	・【実証予定】越後湯沢駅および谷川岳PAにもデジタルサイネージを設置(資料1参照)	
2-4	町内移動サービスの乗車券の統一	□. ①	・町内の移動サービスの乗車券の統一的なチケット	南越後観光バス
2-5	越後湯沢駅周辺歩行空間の利用環境の更なる向上	ハ. ⑦	冬期の越後湯沢駅東口でのナイトマルシェの実施	
2-6	移動サービスデータ等のオープン化			
2-7	駐輪場の整備による自転車利用環境の改善			
3-1	新たなモビリティの活用			
3-2	路線バスの急行便や予約・定員制の導入による高付加価値路線の設定	□. ②	※施策1-1と同様	
3-3	通年のアクティブ・ツーリズムに対応した移動環境の整備			
3-4	越後湯沢駅の観光案内所の機能強化	ハ. ③	荷物の託送(実証済み)や観光案内所における交通チケット販売などを検討	
3-5	運行時間帯の拡充による朝・夜間移動手段の確保	□. ②	【実証予定】冬期の週末・夜間の路線バスの増便(資料1参照) ※施策2-5が関連施策	南越後観光バス
3-6	誰もが楽しめるサイクリングコンテンツの整備と受け入れ環境の拡充			
3-7	世界に誇りうるサイクルルートの整備と環境の創出			
3-8	アーバンスポーツと一体となったサイクルスポーツ振興の推進			
4-1	学校等における交通安全教育の推進			
4-2	自転車の安全利用の促進			
4-3	自転車盗難対策の推進			
4-4	高齢者の運転免許証返納の促進			
4-5	シッパネ防止の啓発			
追加	路線バスの運賃適正化	□. ①	長大な路線かつ観光利用の多い苗場線の運賃を上げ(協議運賃)、交通事業者による持続可能な運行を検討	南越後観光バス
追加	4社シャトルの乗合バス化(通年運行)	□. ②	スキー場間を結ぶ路線を越後湯沢駅周辺の中心部の循環路線として一般開放することを検討	

5 今後のスケジュール

令和7年1月～2月上旬 各事業の詳細検討

- ・地域移動環境計画で定めたサービスレベルに基づく運行頻度（ダイヤ）
- ・必要に応じて各関係者へのヒアリング
- ・記載が必要な以下の項目について検討
 - ・地方公共団体による支援の内容
 - ・実施予定期間
 - ・各事業実施に必要な資金の額・調達方法
 - ・各事業の効果

令和7年2月下旬～3月上旬 利便増進計画の素案作成

令和7年3月中旬 本協議会に報告（意見があれば修正対応）

令和7年3月下旬 「湯沢町地域公共交通利便増進実施計画」を策定

以上

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(計画策定等に係る事業)

令和6年12月23日

協議会名:湯沢町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域公共交通利便増進事業(利便増進計画策定事業)

①事業の結果概要	②事業実施の適切性	③生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画等の計画策定等に向けた方針
・地域公共交通の現状及び上位・関連計画の整理 ・利便増進実施計画の方向性の検討 ・交通事業者等との協議 ・利便増進実施計画の事業検討 ・湯沢町地域公共交通利便増進計画 【結果概要】 ・地域公共交通の現状整理及び、公共交通の再編の方向性の検討を行った。 ・利便増進事業について、既に地域公共交通計画に定めているサービスレベルに基づく検討を実施した。 ・利便増進事業について、交通事業者との協議を実施した。 協議会での検討を経て最終的に取りまとめる。	A 計画通り事業は適切に実施された。	住民と観光客双方の需要にとって利便性の高い効率的な交通ネットワークの形成を図ることを主眼において、既存の観光送迎バスと路線バスの見直し、統合を行う。また、交通結節点において観光二次交通相互間の乗り継ぎとともに、新幹線等との接続などを円滑に行うことができるよう、時間のロスが少なく、乗り継ぎ抵抗の少ないダイヤを構築する。 将来的に、わかりやすく使いやすい運賃体系の再構築についてエリア一括協定運行制度の活用を見込んでいる。